



和歌山の  
みなさん

# 横断歩道は 歩行者優先 です!

それ、

## 違反です!



信号機のない横断歩道に歩行者がいた場合、

一時停止する車は、

**和歌山県 18.4%**

**全国平均 30.6%**

(令和3年JAF調査結果)

全国  
ワースト  
**5位**

この標識・標示の先に  
横断歩道あり！

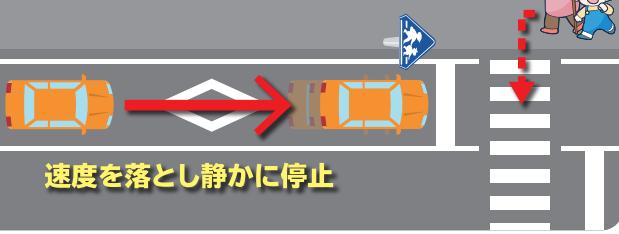


裏面を読んで  
ルールを確認しよう！

# 意外と知らない!? 横断歩道のルール

ルール  
1

横断歩道に近づいたときは  
停止できる速度に減速



横断歩道付近は、歩行者や自転車の飛び出し等に備える必要があります。

ルール  
2

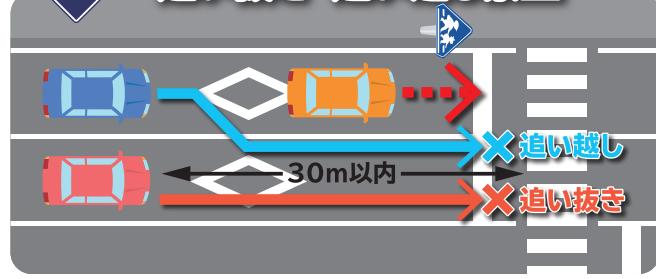
横断歩行者等がいる場合は  
一時停止



横断者がいる場合、横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止してください。

ルール  
3

横断歩道手前の  
追い抜き・追い越し禁止



横断歩道手前30m以内は追い越しも追い抜きもしてはいけません。

ルール  
4

停止車両がいるときは  
必ず一時停止



停止車両の前方に出るときは必ず一時停止。

## 歩行者優先チェックリスト

- 標識やひし形マークを認めたときは、横断歩道の通過に備え、周囲の歩行者等に注意して運転している。
- 追突事故やあおり運転だけでなく、歩行者を早期に発見できるようにするため、前車との車間距離を空けるようにしている。
- 横断しようとしている歩行者に対しては、手を前に出すなど、「おもいやり」の気持ちで、道を譲るための動作をとるように心がけている。
- 横断歩道上や横断歩道付近では、横断歩道付近の見通しを妨げることになるため、駐車はもちろん停車もしない。
- 横断歩道や自転車横断帯のない場所であっても、歩行者が横断したりすることがあるので、注意して運転している。



## 横断歩行者妨害は道路交通法違反となります！

- 罰則…3か月以下の懲役または5万円以下の罰金(過失は10万円以下の罰金)
- 違反点…2点(横断歩行者等妨害等・追越し禁止)
- 反則金…大型 12,000円 普通 9,000円 二輪 7,000円 原付 6,000円